

3/5 に第 17 回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、新型コロナウイルス感染症への水際対策の抜本的強化に向けた新たな措置として、以下の項目が 3 月 7 日午前 0 時から当分の間、実施されることとなりましたので、周知いたします。

また、他にもいくつかの措置が 3 月 9 日午前 0 時から 3 月末日までの間、実施されることとなりましたので、リンク先の対策本部資料を御確認ください。

◆新型コロナウイルス感染症への水際対策の抜本的強化に向けた新たな措置

1. 入国拒否対象地域の不断の見直し（法務省）（3 月 7 日午前 0 時から当分の間実施）
韓国及びイランに対して包括的な入国禁止措置の適用を可能とし、韓国及びイランのそれぞれの一部地域（注）を追加指定。

（注）韓国：慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡
イラン：コム州、テヘラン州、ギーラーン州

2. 検疫の強化（厚生労働省）（3 月 9 日から 3 月末日まで実施）
3. 航空機の到着空港の限定（国土交通省）（3 月 9 日から 3 月末日まで実施）
4. 査証の制限等（外務省）（3 月 9 日から 3 月末日まで実施）
5. 水際対策に関する日中韓を始めとする国際協力の強化

※詳細はリンク先の資料をご確認ください。（該当：8 ページ資料 2）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020305.pdf

◆水際対策の抜本的強化に関する Q&A を厚生労働省が公表

水際対策の具体的な対象範囲や待機場所、移動手段等について、Q&A 方式で記載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigy_ou_00001.html

以下の HP 等でも、水際対策やメッセージが掲載されていますので、ご参考としてお送りさせていただきます。

外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005119.html

在中国日本大使館 https://www.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000196.html

在大韓民国日本国大使館

https://www.kr.emb-japan.go.jp/people/safety/safety_200306_3.html

◆コロナウイルス対応に関する海外安全 HP について

感染者の増加等の各種事情を勘案し、イタリア及び韓国の一部地域の感染症危険情報が以下のとおり引き上げられました。

○伊・ロンバルディア州に対する感染症危険情報をレベル3（渡航は止めてください）に引き上げ

（ヴェネト州及びエミリア=ロマーニャ州に対する感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航は止めてください）を継続）

○慶尚北道奉化郡をレベル3（渡航中止勧告）に引き上げ

（大邱広域市及び慶尚北道慶山市，安東市，永川市，漆谷郡，義城郡，星州郡，清道郡及び軍威郡に対する感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）及びこれら以外の韓国全土に対するレベル2（不要不急の渡航自粛の勧告）を継続）

※なお、海外安全 HP にも上記変更が反映されています。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>